平成２６年（フ）第３５０号
福岡県糸島市潤１丁目17番８号　107
債務者　三島いづみ
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　裕美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月30日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０８号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目３番３―501号
債務者　長岡　　隆
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１０３号
福岡市早良区重留６丁目７番15号
債務者　田原　佑一
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９２６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗3684番地１プレジール篠栗Ａ102号
債務者　坂西　大助
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤尾　順司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月30日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９２７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗3684番地１プレジール篠栗Ａ102号
債務者　坂西　浩美
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤尾　順司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月30日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５０号
福岡市東区多の津５丁目48番32号
債務者　平井　康之（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　文敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月30日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３０号
福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目16番３号ディアスプラザ宇美弐番館201号
債務者　梅田　正勝
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　　牧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８２号
福岡県筑紫野市大字常松378番地６　エクセルローズＢ203号
債務者　武田　智之
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤村　元気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３７７号
福岡市中央区白金２丁目12番21―402号
債務者　島田　敬三
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本岡　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４１６号
福岡県宗像市赤間３―５―27アパートメント・スクエア１番館２階202号室
債務者　大曲　徹兵
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７号
大阪府東大阪市加納３丁目９番16―403号
債務者　中村　　清
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８号
大阪府東大阪市加納３丁目９番16―403号
債務者　中村　初美
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１２号
大阪市平野区長吉出戸２丁目６番24―411号
債務者　山口　明江
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９２１号
大阪府門真市四宮３丁目３番25―202号
債務者　古川　里佳（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９７４号
大阪府守口市本町１丁目５番８―515号
債務者　田畑実喜夫
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９５号
大阪府豊中市蛍池西町２丁目13番10―506号
債務者　奥村　　翠
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０７３号
大阪市東淀川区豊里２丁目５番６号　ラフィーネナカノ102号
債務者　西宮　広行
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部